

気象警報等発令時の対応について

台風や風水害の気象警報等発令時の対応について、お知らせいたします。
ご家庭におかれましても、児童の安全確保のため十分ご注意くださいようお願いいたします。

以下の気象警報等が発令された場合の対応について

- ①摂津市内において、気象庁が発表する「レベル4大雨危険警報」以上の大雨に関する情報・暴風警報・暴風特別警報・暴風雪警報・暴風雪特別警報のいずれか1つでも発表されている場合
- ②摂津市のいずれかの地域において、河川氾濫に関する「レベル3高齢者等避難」以上の避難情報が発令されている場合

1. 登校前に摂津市に上記のいずれか1つでも発令されている場合

◆午前7時の時点で発令中の場合（給食は停止されます）

○自宅待機といたします。

◆午前9時までに解除された場合

○解除された時点で、安全に気を付けて登校させてください。

○給食がありませんので午前中授業とします。

◆午前9時までに当該状況が解除されない場合

○臨時休校といたします。

2. 在校時に摂津市に上記のいずれか1つでも発令された場合

○安全状況を確認の上、臨時休校の措置をとり、教職員が付き添い集団下校させます。一時預かりの児童につきましては、できる限り早くお迎えをお願いします。

3. 午前7時～始業の間（登校時間帯）に摂津市に上記のいずれか1つでも発令された場合

○登校開始前の児童は、自宅待機といたします。

→ その後は、上記「1」の通りとします。

○登校した児童については、学校待機といたします。

→ その後は、上記「2」の通りとします。

（※給食は、自宅待機の児童もいるため停止します）

4. その他の警報の場合

◆登校を原則としますが、校長が地域の状況について危険であると判断した場合には、8時までに教育委員会と連絡を取った後、休校といたします。